

令和7年度第1回多治見市地域自立支援協議会会議議事録

1. 日時

令和7年9月18日(木) 10:00~11:30

2. 場所

多治見市役所駅北庁舎 4階第1会議室

3. 議題

- (1) 就労選択支援実施について(事業者説明及び意見聴取)
- (2) 基幹相談支援センターの活動状況
- (3) 地域生活支援拠点の運営について
- (4) 地域自立支援協議会専門部会活動報告
- (5) その他

4. 公開又は非公開の別

公開

5. 出席者

(1) 委員(50音順 敬称略)

岩本 眞知子(多治見市民生児童委員協議会障がい児(者)福祉部会長)

加藤 健史(東濃障がい者就業・生活支援センター サテライト t 主任職場
定着支援担当)

木村 泰宏(陶技学園相談支援センター 主任相談支援専門員)

坂井 能子(多治見公共職業安定所 雇用指導官)

澁谷 和臣(多治見市社会福祉協議会 自立支援課課長)

下野 誠司(岐阜県立東濃特別支援学校 校長)

寺澤 幸枝(ホーリークロスセンター管理者 主任相談支援専門員)

堀 冨(東濃成年後見センター 相談員)

松田 あさみ(知的障がい者団体多治見地区手をつなぐ親の会)(会長)

水野 富夫(岐阜県身体障害者福祉協会 多治見支部)(副会長)

安田 亜子(岐阜県東濃保健所 健康増進課保健予防係担当主幹兼保健予防
係長)

山本 亜弥(社会福祉法人みらい 課長)

※欠席委員：小木曾早紀委員

(2) 事務局

福祉課

(3) 傍聴人

なし

6. 議事概要

○事務局	定刻のため開催する。 初めに福祉課長より挨拶。
○事務局	人事異動に伴う新規委員の紹介
○会長	本会議が第1回目となるため、多治見市情報公開条例に基づき、この会議の公開・非公開について諮る。 →公開とする。
○事務局	議事録については、事務局で取りまとめの上、委員に確認を取り、委員名は公表せずにホームページ上で公開する。
○会長	議題(1)「就労選択支援実施について」、事務局から説明を願う。
○事務局	当市において、11月より就労選択支援の実施が予定されている。就労選択支援は障がいのある方が自分に合った就労先や働き方を選択できるように、就労アセスメントを通じて支援を行う障害福祉サービス。 県からの指定を受けるにあたり、市町村の協議会において評価を受けなければならないことになっているため、事業者から説明をしていただく。
○事業者	就労移行支援事業所 ドーラより説明。 市内に11月より、就労選択支援の実施を予定している。 アセスメント手法については、職労準備性ピラミッドに基づいて実施予定。また、アセスメントシートについては、「就労支援のためのアセスメントシート」、「就労移行支援のためのチェックリスト」を活用。特別支援学校等での実習の様子等も考慮していく。 協議会との連携体制としては、今後就労支援部会に積極的に参加していきたいと考えている。また、関係機関とは情報共有を密にしていきたい。
○会長	何か質問、意見はあるか。
○委員	支援内容について。B型事業所は増えており、作業内容でB型を選択する方もいる。希望する作業内容を案内するのか。
○事業者	利用者の意向は確認する。情報提供は行いながら、現実的な話をしつつ、本人と決めていく。
○委員	アセスメントシートの使い分けについて。
○事業者	その方のケースの応じて、シートやチェックリストを利用してく予定。

○委員	就労選択支援は、就労継続支援 A 型・B 型に利用が固定されることのないように、作られたサービスである。実際にケース会議を行う際に、想定している参加機関は。
○事業者	法人外の事業所を入れることがよいと考えているが、日程調整等で集まりにくいと思われる。法人内には A 型・B 型・移行支援事業所があり、また今後職業紹介事業所を立ち上げる予定になっている。参加機関としてカバーできるように検討している。 ※職業紹介事業所について、労働局へ申請していく予定。
○委員	関係機関を集めることに対しては、平等性の確保のためにも、外部の支援機関に声をかけてほしい。 原則 1 か月の支給期間となる。これまでのアセスメント実習であると 1 ～ 2 週間であったが、実際にどの程度通所が必要になるか。
○事業者	1 か月の支給のうち 2 週間程度のアセスメント期間（十種期間）を想定している。新規で関わる方となると、2 週間は短いのではないかと感じている。
○委員	特別支援学校に在籍している方で、毎日通学ができていない方や長年引きこもりであった方だと、いきなり 2 週間通所するというのは難しいのではないか。 通所については検討していただきたい。
○事業者	相談支援機関等と相談しながら、柔軟に対応していく。
○委員	就労選択支援の想定提供区域は。
○事業者	瑞浪市辺りまでを想定しているところ。
○委員	サービス提供の区域は決定していないとのことか。
○事業者	現在では区域の限定はしていない。
○委員	支援者が事業所に訪問する施設外支援は可能か。
○委員	アウトリーチ型があり、制度的には問題ない。
○事業者	個々のケースの応じて対応していく予定。
○委員	利用見込み 10 名とあるが、それ以上の受け入れは難しいのか。
○事業者	状況の応じて対応するが、一度に卒業生全員を受け入れることは難しい。
○委員	学校の時間割上、実習期間が決まっており、分けての実習は校内での混乱が考えられる。実施エリアを市内に限定してもらえるとよい。
○会長	それでは議題(1)については以上とする。

	※事業者退室 質疑を踏まえて、事務局にて評価通知書を作成し、事業者へ送付することになるが、通知書については、会長及び事務局に一任してもよろしいか。→異議なし 事務局と調整し、通知書を作成する。
○会長	では、次に議題(2)「基幹相談支援センターの活動状況」について、事務局からの説明を願う。
○事務局	基本的な仕組みについて説明する。 本市は土岐、瑞浪、恵那及び中津川の東濃5市で平成31年4月に基幹相談支援センターを設置した。 障害者総合支援法の第77条の2に規定され、身体・知的・精神の障害及び難病を抱える方が地域において安心して暮らしていけるような相談支援の中核的な役割を担う。 具体的には、総合相談・専門相談、地域の支援体制強化、地域移行・地域定着、権利擁護・虐待防止の4つの役割を担っている。 東濃基幹相談支援センターでは、「地域のネットワークづくり」として、関係機関との連携強化、それから自立支援協議会事務局、専門部会の運営や地域生活支援拠点の整備、運営を行っている。 この事業は、委託事業となり5つの相談支援事業所へ業務を委託している。 東濃5市で共同設置しているが、メリットとして、①東濃5市による福祉資源のばらつきを補完する、②各福祉資源の得意分野を5市で活用できる、③困難案件への対応の協議や情報共有の実施により圏域全体の支援体制の底上げが可能となる。
○委員	年間を通して、8050問題で緊急対応が増えてきたり、虐待対応で市と協力して動いたりすることも増えている。
○委員	基幹相談支援センターは6事業所が5事業所に減った。1つの事業所にかかる負担が増えてきているため、基幹で体制整備を検討している。
○会長	新聞報道で、虐待に対する認識が高くなっている。今後センターへの通報も増えていく可能性がある。
○会長	何か質問、意見はあるか。→特に意見等なし。
○会長	では、次に議題(3)「地域生活支援拠点の運営について」、事

	務局からの説明を願う。
○事務局	この拠点についても、基幹相談支援センター同様に東濃5市の共同で、令和4年度に「東濃圏域地域生活拠点」として運営を開始。 基幹相談支援センターを構成する相談支援事業所に加え、特定相談支援のみを実施する相談支援事業所、短期入所、グループホーム、入所などを行う東濃圏域の事業所に登録していただき、統ルールの下でその役割を担ってもらう「面的整備型」の形態をとっている。 拠点機能については、現在基幹相談支援センターを中心に、障害の重度化、高齢化や親亡き後に備え、障害を持つ方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、登録された複数の事業所の既存サービスを組み合わせて支援していけるよう整備を進めている。 拠点の機能には、相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つの機能がある。 相談、緊急時の受入れについては、昨年度本市において1件養護者の緊急入院による保護の事例があった。また、今年度は体験の場・機会のニーズについて基幹相談支援センターを中心として、ニーズ調査を実施。
○委員	体験の場について、一人で生活していける場があるとよいのか、そのような場が本当に必要かについて、アンケート調査を実施している。また、グループホームの体験の場が足りているのかを確認している。
○会長	保護者が健在のうちに、体験をできれば、親亡き後の生活を検討していくことができる。
○会長	何か質問、意見はあるか。→特に意見等なし。
○会長	では、次に議題(4)「地域自立支援協議会専門部会」について、事務局からの説明を願う。
○事務局	本市において、現在4つの部会が設置されている。就労支援部会と生活支援部会については、近年開催ができていなかったが、今年度再開し、次年度以降の活動について検討していく予定としている。 相談支援部会について、市内の特定相談支援事業所の相談支援専門員の方々に参加いただき、5/15及び8/7の2回開催してい

	る。第1回目は就労選択支援の開始に向けての勉強会、第2回目はハローワークの方にお越しいただき、障がい者の就労に関する勉強会を実施した。 精神障がい支援連携会議について、地域住民や支援者に対する精神障がいへの理解の促進を目指している。今年度は、9/4に市内福祉サービス事業所を対象とした研修会を実施した。
○委員	日中系サービス事業所を対象とした部会の開催ができていなかったが、今後は地域課題の抽出をしながら開催していく。
○委員	相談支援部会においては、相談業務が大変になっている中で、マニュアルの作成をして業務の軽減をしていけたらと思っている。今後も様々な分野での勉強会を開催できればと考えている。
○委員	精神障がい支援連携会議では、地域の課題を抽出し、課題解決のための取り組みを行っており、昨年度から普及啓発に取り組んでいる。東濃圏域でも、普及啓発に取り組んでおり、圏域の活動と連動しながら進めている。今後も、地域の課題を抽出しながら、解決するための取り組みが必要である。
○会長	何か質問、意見はあるか。→特に意見等なし。
○会長	議題は以上のとおり。全般的に質問、意見はあるか。
○委員	家族が他のサービスの体験を希望している。緊急時の件も含めて、家族から情報を広げていくことが大切であると感じた。
○委員	高齢の両親が倒れた際に、緊急対応が他市でもある。備えられることがあれば、協議会等で共有していきたい。
○委員	一般企業を目指している障がい者の方もいる。事業所と協力しながら支援していく体制をつくっていきたい。
○委員	直接相談はないが、8050問題が増えていると感じる。見守りをしながら包括支援センターへ繋ぐが対応が難しい。個人情報のこともあり、入り込むことができない。
○委員	単身で生活している方も多い。今後どうするのが良いか話し合いをしている。孤立している人をどうしていくか、考えていかなければならない。
○会長	最後に事務局から連絡事項等を願う。
○事務局	次回の会議について、3月頃を予定している。
○会長	以上をもって、会議を終了することとする。

以上